	〔2〕 飼料用のもの																								
040210.216	－ 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		Xq1																						
040210.217	－ その他のもの	1kgにつき396円	R9	S	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9	R9
	(2) その他のもの																								
040210.221	〔1〕 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		Xq1																						
	〔2〕 その他のもの																								
040210.222	－ 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		Xq1																						
040210.229	－ その他のもの	21.3%及び1kgにつき396円	TRQ	TRQ-23, S	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ
	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%を超えるものに限る。）																								
0402.21	砂糖その他の甘味料を加えてないもの																								
	1 脂肪分が全重量の5%を超えるもの																								
	(1) 脂肪分が全重量の30%以下のもの																								